

国際知財司法シンポジウム(JSIP)2021

～アジアにおける知的財産紛争解決～

特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課 企画班長 小林 謙仁
特許庁審判部審判課 課長補佐 鶴江 陽介
(元)特許庁審判部審判課 企画係長 庄司 琴美

1. はじめに

「国際知財司法シンポジウム2021」の3日目は、特許庁パートとして日本国特許庁(JPO)が担当した。特許庁パートでは、冒頭あいさつの後、「審判の最新状況」についての講演、中国、インドネシア、フィリピン、韓国およびシンガポールにおける「AI、IoT関連発明の進歩性」についての講演、並びに、これら各国に日本を加えた実務者による「仮想事例に基づく進歩性判断」についてのパネルディスカッションが行われた。

本稿では、各プログラムの内容について報告する。

2. 冒頭あいさつ

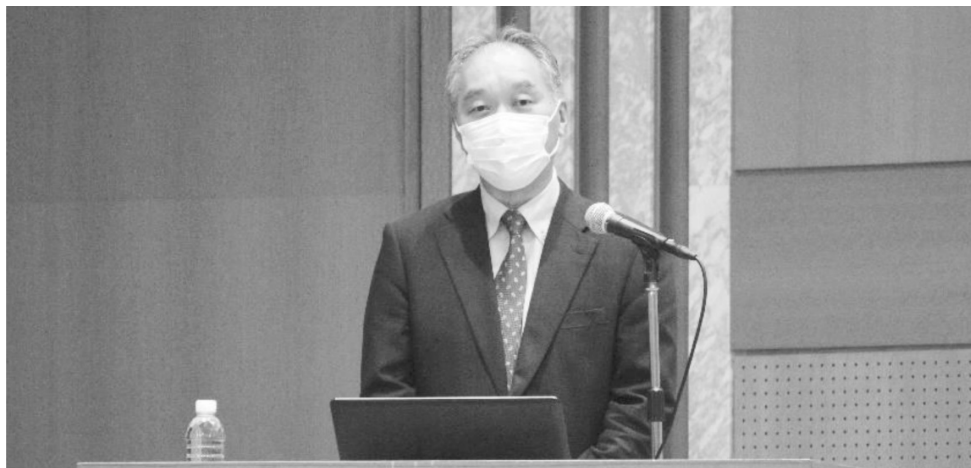
森清・特許庁長官から、口頭審理において当事者のオンライン出頭を可能とする法改正がなされ、令和3年10月から運用を開始した旨の紹介があった。当該運用の開始により、当事者が出頭するための負担が大きく軽減されるとともに、コロナ禍の影響を受けることなく口頭審理を開催することが可能となり、迅速な紛争解決に寄与することへの期待が示された。



森清・特許庁長官によるあいさつ

3. 講演（審判の最新状況について）

桂正憲・特許庁審判部長から、審判の最新状況についての講演があった。講演では、コロナ禍においても充実した質の高い審理ができるよう、テレワーク等の取組を積極的に進めていること、および、法改正により、特許権の訂正や放棄等における通常実施権者の承諾が令和4年4月1日から不要となる旨の紹介があった。また、IoT時代を迎え、異業種間においても標準必須特許を巡る紛争が生じているところ、審判制度がこれらの解決の一翼を担っていること、および、標準必須性に係る判断のために判定制度が利用可能であることの紹介があった。



桂正憲・審判部長による講演

4. 講演（各国のAI、IoT関連発明の進歩性について）

アジア各国の講演者である、Xiaohua Chen・中国国家知識産権局専利復審・無効審判部副部門長、Sarwono Sutikno・インドネシア法務人権省特許審判委員会委員、Ann N. Edillon・フィリピン知的財産庁特許局副局長、Hyun Chekal・韓国特許庁特許審判院審判長、Danny Yap・シンガポール知的財産庁上級特許審査官から、各国の審判制度の簡単な紹介とともに、各国におけるAI、IoT関連発明の進歩性の判断手法について紹介があった。

AI、IoT関連発明については、各国ともに、AI、IoT関連発明に特化した判断を行っていない点で共通するものの、中国および韓国は、日本と同様に、AI、IoT関連発明の審査事例を公表し、AI、IoT関連発明に対する判断手法を明確化する取組を行っていることが示された。

5. パネルディスカッション（仮想事例に基づく進歩性判断に関する議論）

仮想事例である「仮想オペレータ事件」¹を題材として、進歩性を判断する際に、周知の技術的課題や阻害要因の有無等をどのように考慮するかを論点として、パネルディスカッションを行った。モデレーターは、鶴谷裕二・原宿総合特許事務所所長・弁理士であり、各パネリストとし

1 特許庁審判部主催2020年度審判実務者研究会で議論された事例10を基に作成。
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html
仮想事例の詳細については、以下の特許庁ウェブサイトを参照。
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2021.html>